

第 1 回

鹿児島地区合併協議会

日時 平成15年1月31日(金) 午後1時30分

場所 かごしま市民福祉プラザ
5階大会議室

目 次

〔報 告〕

- (1) 鹿児島地区合併協議会の設置について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- (2) 鹿児島地区合併協議会の会長について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- (3) 鹿児島地区合併協議会に係る諸規程について・・・・・・・・・・・・ P 6
 - 鹿児島地区合併協議会事務局規程（別紙 1）・・・・・・・・・・・・ P 7
 - 鹿児島地区合併協議会幹事会規程（別紙 2）・・・・・・・・・・・・ P10
 - 鹿児島地区合併協議会財務規程（別紙 3）・・・・・・・・・・・・ P12
 - 鹿児島地区合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程
（別紙 4）・・・・・・・・ P 14
 - 鹿児島地区合併協議会専門部会規程（別紙 5）・・・・・・・・・・・・ P15

〔議 案〕

- 第 1 号議案 鹿児島地区合併協議会の副会長の互選について・・・・・・・・ P22
- 第 2 号議案 鹿児島地区合併協議会の監査委員の委嘱について・・・・・・・・ P 23
- 第 3 号議案 鹿児島地区合併協議会の会議運営について・・・・・・・・・・・・ P 24
- 第 4 号議案 平成 1 4 年度鹿児島地区合併協議会の事業計画について・・・・・・・・ P 25
- 第 5 号議案 平成 1 4 年度鹿児島地区合併協議会の予算について・・・・・・・・ P 27
- 第 6 号議案 合併の方式について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 29
- 第 7 号議案 合併後の市の名称について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 31
- 第 8 号議案 合併後の市の事務所の位置について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 32

報告

(1) 鹿児島地区合併協議会の設置について

鹿児島市長、吉田町長、桜島町長、喜入町長、松元町長及び郡山町長が協議した結果、別紙規約のとおり鹿児島地区合併協議会を平成15年1月24日に設置したので報告する。

平成15年1月31日

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則

(別紙)

鹿児島地区合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町(以下「1市5町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、鹿児島地区合併協議会と称する。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 1市5町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、1市5町の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、鹿児島市に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長は、1市5町の長が協議し、1市5町の長のうちからこれを選任する。

- 2 協議会に副会長若干人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 1市5町の長(会長に選任された者を除く。)
- (2) 1市5町の助役(鹿児島市にあつては事務担当助役)
- (3) 1市5町の議会の議長
- (4) 1市5町の議会の議長がそれぞれ指名した1市5町の議会の議員

(5) 1市5町の長が協議して定めた学識経験を有する者

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第8条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 委員(副会長である委員を含む。以下同じ。)の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(職員)

第12条 協議会の事務に従事する職員は、1市5町の長が協議して定めた者をもって充てる。(幹事会)

第13条 会長の指示を受けて協議会の事務について協議し、又は検討するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 協議会に要する経費は、1市5町の長が協議し、1市5町が負担する。

(監査)

第15条 協議会の出納の監査は、1市5町の監査委員のうちから、会長が協議会に諮り、委嘱した若干人の監査委員が行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなけ

ればならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第17条 会長、第7条第1項第1号及び第2号に掲げる委員並びに監査委員(常勤の監査委員である者に限る。)は費用弁償を、同項第3号から第5号までに掲げる委員及び監査委員(常勤の監査委員である者を除く。)は報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規約は、告示の日から施行する。

報告

(2) 鹿児島地区合併協議会の会長について

鹿児島市長、吉田町長、桜島町長、喜入町長、松元町長及び郡山町長が協議した結果、次のとおり決定したので報告する。

会長

鹿児島市長 赤崎義則

平成15年1月31日

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則

報告

(3) 鹿児島地区合併協議会に係る諸規程について

鹿児島地区合併協議会規約第11条第2項、第13条第2項、第16条及び第17条第2項並びに鹿児島地区合併協議会幹事会規程第6条第2項の規定に基づき、次のとおり鹿児島地区合併協議会事務局規程等を制定したので報告する。

鹿児島地区合併協議会事務局規程（別紙1）

鹿児島地区合併協議会幹事会規程（別紙2）

鹿児島地区合併協議会財務規程（別紙3）

鹿児島地区合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程（別紙4）

鹿児島地区合併協議会専門部会規程（別紙5）

平成15年1月31日

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

(別紙1)

鹿児島地区合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鹿児島地区合併協議会規約第11条第2項の規定に基づき、鹿児島地区合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報及び広聴に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。

2 事務局長、事務局次長その他の職員は、1市5町の長が協議して定めた者をもって充てる。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長(以下「会長」という。)の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、その他の職員を指揮監督するとともに、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局の職員(事務局長及び事務局次長を除く。)は、上司の命を受け、分担事務に従事する。

(会長の決裁事項)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の会議に付すべき事項に関すること。
- (2) 協議会の予算及び決算の調製に関すること。
- (3) 規程等の制定改廃に関すること。
- (4) その他特に重要と認められる事項に関すること。

(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 事務局の職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (4) その他軽易な事項に関すること。

(文書の記号)

第7条 文書に付する記号は、「鹿合併」とする。

(公印)

第8条 協議会の公印は、会長印及び事務局長印とし、その名称、ひな形、寸法、書体、使用区分、管理者及び個数は、別表のとおりとする。

(職員の服務等)

第9条 事務局の職員の服務及び勤務時間については、鹿児島市の例によるものとし、その他の勤務条件については、当該職員の属する市町の定めるところによる。

(職員の給与等)

第10条 事務局の職員の給与については、それぞれ当該職員を派遣する市町の負担とする。

2 事務局の職員の旅費については、鹿児島市の例により、協議会において支給する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成15年1月24日から施行する。

別表(第8条関係)

| 名 称 | 鹿児島地区合併協議会会長印 | 鹿児島地区合併協議会事務局長印 |
|-------|---------------|-----------------|
| ひ な 型 | 1 | 2 |
| 寸 法 | 方25ミリメートル | 方20ミリメートル |
| 書 体 | てん書 | てん書 |
| 使用区分 | 会長名をもってする文書用 | 事務局長名をもってする文書用 |
| 管 理 者 | 事務局長 | 事務局長 |
| 個 数 | 1 | 1 |

ひな型1

| | | |
|---|---|---|
| 会 | 合 | 鹿 |
| | 併 | 児 |
| 長 | 協 | 島 |
| | 議 | 地 |
| 印 | 会 | 区 |

ひな型2

| | | |
|---|---|---|
| 事 | 合 | 鹿 |
| 務 | 併 | 児 |
| 局 | 協 | 島 |
| 長 | 議 | 地 |
| 印 | 会 | 区 |

[参 考]

鹿児島地区合併協議会の事務局職員

平成15年1月24日現在

| 市 町 名 | 氏 名 | 所 属 ・ 職 名 | 事務局役職 |
|---------|---------|------------|-------|
| 鹿 児 島 市 | 成 清 次 男 | 企画調整課 課長 | 事務局長 |
| | 黒 木 潤 二 | 企画調整課 主幹 | 事務局次長 |
| | 日 高 照 夫 | 企画調整課 主査 | 事務局職員 |
| | 竹 中 琴 秀 | 人事課付 主査 | 事務局職員 |
| | 有 村 浩 明 | 人事課付 主査 | 事務局職員 |
| 吉 田 町 | 枝 元 雅 信 | 企画課 主査 | 事務局職員 |
| 桜 島 町 | 上 山 詠 夢 | 企画調整課 主任主査 | 事務局職員 |
| 喜 入 町 | 中 釜 広 栄 | 企画課 係長 | 事務局職員 |
| 松 元 町 | 尾 辻 健 児 | 企画振興課 係長 | 事務局職員 |
| 郡 山 町 | 田 中 公 弘 | 企画振興課 係長 | 事務局職員 |

(別紙2)

鹿児島地区合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鹿児島地区合併協議会規約(以下「規約」という。)第13条第2項の規定に基づき、鹿児島地区合併協議会(以下「協議会」という。)の幹事会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事務について、協議又は検討を行うものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事長は、鹿児島市企画部長をもって充てる。

3 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事長の職務等)

第4条 幹事長は、会務を総理し、幹事会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

2 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ指名する幹事がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて幹事長が招集する。

(専門部会)

第6条 幹事長の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事務について、専門的に協議又は検討を行うため、幹事会に専門部会を置く。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(意見の聴取)

第7条 幹事長は、必要に応じて関係者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 幹事長は、会議における協議又は検討の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、規約第11条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成15年1月24日から施行する。

別表（第3条関係）

鹿兒島地区合併協議会幹事会幹事

鹿兒島市企画部企画調整課長

吉田町企画課長

桜島町企画調整課長

喜入町企画課長

松元町企画振興課長

郡山町企画振興課長

(別紙3)

鹿児島地区合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鹿児島地区合併協議会規約(以下「規約」という。)第16条の規定に基づき、鹿児島地区合併協議会(以下「協議会」という。)の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、1市5町の負担金、繰越金その他の収入をもって歳入とし、協議会の事務の執行に要する経費(協議会の事務局の職員の給与費を除く。)をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、協議会の承認を得なければならない。

3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(歳入歳出予算の款、項及び目)

第3条 歳入予算の款、項及び目は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目は、別表第2のとおりとする。

(予算の補正)

第4条 会長は、協議会に係る既定の予算に変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、協議会の承認を得なければならない。

(出納)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 会長は、協議会の事務局の職員のうちから協議会の出納員を命ずることができる。

3 協議会の出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(決算)

第6条 会長は、毎会計年度終了後2月以内に協議会の決算を調製し、規約第15条第1項の規定に基づく監査委員の監査を受けた後、協議会の認定を得なければならない。

(収入及び支出の手続)

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、鹿児島市の例によるものとする。

2 協議会の出納員は、次に掲げる帳簿等を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) 前号に掲げるもののほか必要な書類

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成15年1月24日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

| 款 | 項 | 目 |
|-------|-------|---------|
| 1 負担金 | 1 負担金 | 1 負担金 |
| 2 繰越金 | 1 繰越金 | 1 繰越金 |
| 3 諸収入 | 1 諸収入 | 1 預金利子等 |

別表第 2 (第 3 条関係)

| 款 | 項 | 目 |
|--------|--------|------------------|
| 1 事業費 | 1 会議費 | 1 会議費 2 広報啓発費 |
| 2 事務局費 | 1 事務局費 | 1 事務局費 |

(別紙4)

鹿児島地区合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鹿児島地区合併協議会規約(以下「規約」という。)第17条第2項の規定に基づき、鹿児島地区合併協議会(以下「協議会」という。)の会長及び委員並びに監査委員に支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 規約第7条第1項第3号から第5号までに掲げる委員及び監査委員(常勤の監査委員である者を除く。)の報酬の額は、日額8,000円とし、鹿児島市の例により支給する。

(費用弁償)

第3条 協議会の会長及び委員並びに監査委員が、協議会の職務のための旅行(協議会の会議への出席のための旅行を除く。)をしたときは、鹿児島市の例により、同市の助役に支給する旅費に相当する額を費用弁償として支給する。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会の会長及び委員並びに監査委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成15年1月24日から施行する。

(別紙5)

鹿児島地区合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鹿児島地区合併協議会幹事会規程(平成15年規程第1号。以下「規程」という。)第6条第2項の規定に基づき、鹿児島地区合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)の専門部会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、鹿児島地区合併協議会規約(以下「規約」という。)第3条各号に掲げる事務について、専門的に協議又は検討を行うものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、部会長及び委員をもって組織する。

2 部会長は別表の左欄に掲げる専門部会ごとに同表の中欄に掲げる職にある者をもって充て、委員は同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

(部会長の職務等)

第4条 部会長は、会務を総理し、専門部会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

2 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて部会長が招集する。

(合同会議)

第6条 専門部会は、必要に応じて関係する専門部会と合同で会議を開催することができる。

(意見の聴取)

第7条 部会長は、必要に応じて関係者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 部会長は、会議における協議又は検討の経過及び結果について、幹事会の幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、それぞれの専門部会ごとに当該専門部会の部会長の属する鹿児島市の部署の庶務を担当する課において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、鹿児島地区合併協議会の会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成15年1月24日から施行する。

別表（第3条関係）

鹿児島地区合併協議会幹事会専門部会部会長及び委員

| 専門部会 | 部会長 | 委員 |
|--------|-------------|--|
| 企画専門部会 | 鹿児島市企画部長 | 鹿児島市企画部企画調整課長 鹿児島市企画部交通政策課長 鹿児島市企画部情報政策課長 鹿児島市企画部女性政策課長 吉田町企画課長 桜島町企画調整課長 桜島町企業部長 桜島町企業部管理課長 桜島町企業部船舶課長 喜入町企画課長 松元町企画振興課長 郡山町企画振興課長 |
| 総務専門部会 | 鹿児島市総務局総務部長 | 鹿児島市総務局総務部総務課長 鹿児島市総務局総務部広報課長 鹿児島市総務局総務部人事課長 鹿児島市総務局総務部職員課長 鹿児島市総務局財政部財政課長 鹿児島市総務局財政部管財課長 鹿児島市総務局財政部契約課長 鹿児島市総務局税務部市民税課長 鹿児島市総務局税務部資産税課長 鹿児島市総務局税務部納税課長 吉田町総務課長 吉田町税務課長 桜島町総務課長 桜島町税務課長 喜入町総務課長 喜入町税務課長 松元町総務課長 松元町税務課長 郡山町総務課長 郡山町税務課長 |
| 市民専門部会 | 鹿児島市市民局市民部長 | 鹿児島市市民局市民部市民参画推進課長 鹿児島市市民局市民部交通安全課長 鹿児島市市民局市民部防災火山対策課長 鹿児島市市民局市民部市民課長 鹿児島市市民局市民部国民年金課長 鹿児島市市民局市民部国民健康保険課長 鹿児島市消費生活センター所長 吉田町町民生活課長 桜島町町民生活課長 喜入町町民課長 松元町町民生活課長 郡山町住民生活課長 |

| | | |
|----------|-----------------|---|
| 環境専門部会 | 鹿児島市環境局環境部長 | 鹿児島市環境局環境部環境総務課長 鹿児島市環境局環境部環境保全課長 鹿児島市環境局環境部環境衛生課長 鹿児島市環境局清掃部リサイクル推進課長 鹿児島市環境局清掃部南部清掃工場長 吉田町町民生活課長 桜島町町民生活課長 喜入町保健衛生課長 松元町町民生活課長 郡山町住民生活課長 |
| 健康福祉専門部会 | 鹿児島市健康福祉局健康福祉部長 | 鹿児島市健康福祉局健康福祉部健康福祉総務課長 鹿児島市健康福祉局健康福祉部健康づくり推進課長 鹿児島市健康福祉局健康福祉部地域福祉課長 鹿児島市健康福祉局健康福祉部介護保険課長 鹿児島市福祉事務所保護第一課長 鹿児島市福祉事務所児童家庭課長 鹿児島市福祉事務所高齢者福祉課長 鹿児島市福祉事務所障害者福祉課長 鹿児島市保健所生活衛生課長 鹿児島市保健所保健予防課長 鹿児島市立病院事務局総務課長 吉田町保健福祉課長 桜島町保健福祉課長 喜入町いきいき対策課長 喜入町保健衛生課長 松元町保健福祉課長 郡山町保健福祉課長 |
| 経済専門部会 | 鹿児島市経済局商工観光部長 | 鹿児島市経済局商工観光部商工総務課長 鹿児島市経済局商工観光部企業振興課長 鹿児島市経済局商工観光部観光課長 鹿児島市経済局農林部農政課長 鹿児島市経済局農林部農林課長 鹿児島市経済局農林部畜水産課長 鹿児島市農業委員会事務局長 吉田町経済課長 吉田町耕地課長 吉田町農業委員会事務局長 桜島町経済課長 桜島町企業部観光課長 桜島町農業委員会事務局長 喜入町経済課長 喜入町耕地課長 喜入町農業委員会事務局長 松元町農林課長 松元町農地整備課長 松元町農業委員会事務局長 郡山町農林課長 郡山町耕地課長 郡山町農業委員会事務局長 |

| | | |
|--------|---------------|---|
| 建設専門部会 | 鹿児島市建設局建設管理部長 | 鹿児島市建設局建設管理部管理課長 鹿児島市建設局建設管理部公園緑化課長 鹿児島市建設局建設管理部河川港湾課長 鹿児島市建設局都市計画部都市計画課長 鹿児島市建設局都市計画部土地利用調整課長 鹿児島市建設局都市計画部ウォーターフロント開発課長 鹿児島市建設局都市計画部区画整理課長 鹿児島市建設局建築部建築指導課長 鹿児島市建設局建築部住宅課長 鹿児島市建設局道路部道路建設課長 鹿児島市建設局道路部街路整備課長 鹿児島市建設局道路部道路維持課長 鹿児島市建設局道路部道路管理課長 吉田町建設課長 桜島町建設課長 喜入町建設課長 松元町建設課長 郡山町建設課長 郡山町都市計画課長 |
| 消防専門部会 | 鹿児島市消防局次長 | 鹿児島市消防局総務課長 鹿児島市消防局警防課長 鹿児島市消防局予防課長 吉田町総務課長 桜島町総務課長 喜入町消防署長 松元町総務課長 郡山町総務課長 |
| 交通専門部会 | 鹿児島市交通局次長 | 鹿児島市交通局総務課長 鹿児島市交通局経営企画課長 鹿児島市交通局バス事業課長 吉田町企画課長 桜島町自動車課長 喜入町企画課長 松元町企画振興課長 郡山町企画振興課長 |
| 水道専門部会 | 鹿児島市水道局総務部長 | 鹿児島市水道局総務部総務課長 鹿児島市水道局総務部経営管理課長 鹿児島市水道局総務部給排水設備課長 鹿児島市水道局水道部水道整備課長 鹿児島市水道局下水道部下水道建設課長 吉田町水道課長 桜島町町民生活課長 喜入町水道課長 松元町建設課長 郡山町建設課長 |

| | | |
|-----------|------------------|--|
| 教育専門部会 | 鹿児島市教育委員会事務局管理部長 | 鹿児島市教育委員会事務局管理部総務課長 鹿児島市教育委員会事務局管理部施設課長 鹿児島市教育委員会事務局管理部市民スポーツ課長 鹿児島市教育委員会事務局管理部文化課長 鹿児島市教育委員会事務局教育部学務課長 鹿児島市教育委員会事務局教育部学校教育課長 鹿児島市教育委員会事務局教育部保健体育課長 鹿児島市教育委員会事務局教育部青少年課長 鹿児島市教育委員会事務局教育部生涯学習課長 鹿児島市立学校給食センター所長 吉田町教育委員会事務局総務課長 吉田町教育委員会事務局社会教育課長 吉田町教育委員会事務局給食センター所長 桜島町教育委員会事務局総務課長 桜島町教育委員会事務局社会教育課長 桜島町教育委員会事務局スポーツ振興課長 喜入町教育委員会事務局総務課長 喜入町教育委員会事務局指導課長 喜入町教育委員会事務局社会教育課長 喜入町教育委員会事務局社会体育課長 喜入町教育委員会事務局給食センター所長 松元町教育委員会事務局総務課長 松元町教育委員会事務局社会教育課長 松元町教育委員会事務局給食センター所長 郡山町教育委員会事務局総務課長 郡山町教育委員会事務局社会教育課長 郡山町教育委員会事務局給食センター所長 |
| 議会事務局専門部会 | 鹿児島市議会事務局局長 | 鹿児島市議会事務局総務課長 鹿児島市議会事務局政務調査課長 鹿児島市議会事務局議事課長 鹿児島市議会事務局総務課長 鹿児島市議会事務局政務調査課長 鹿児島市議会事務局議事課長 吉田町議会事務局局長 桜島町議会事務局局長 喜入町議会事務局局長 松元町議会事務局局長 郡山町議会事務局局長 |

第1号議案

鹿児島地区合併協議会の副会長の互選について

鹿児島地区合併協議会規約第6条第2項の規定に基づき、協議会の副会長について互選による選出を求める。

平成15年1月31日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

第2号議案

鹿児島地区合併協議会の監査委員の委嘱について

鹿児島地区合併協議会規約第15条第1項の規定に基づき、下記の者を協議会の監査委員に委嘱することについて承認を求める。

平成15年1月31日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

記

| 市町名 | 役職 | 氏名 |
|------|------|------|
| 鹿児島市 | 監査委員 | 山元貞明 |
| 桜島町 | 監査委員 | 平瀬 恍 |
| 郡山町 | 監査委員 | 大迫義圀 |

第3号議案

鹿児島地区合併協議会の会議運営について

鹿児島地区合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、協議会の会議の運営を次のとおり定めることについて承認を求める。

鹿児島地区合併協議会会議運営

1 議事の進行

議事は、可能な限り全員の賛同を得て進めることにする。

ただし、議論を尽くしても、なお、意見の一致を見ることが困難である場合は、大方の賛同をもって決定する。

2 会議の公開

協議会の会議は、原則として公開とする。

ただし、事情により非公開とする場合は、委員の過半数の同意を得て決定する。

3 傍聴者の取扱い

(1) 会議を傍聴しようとする者は、傍聴者受付簿に氏名及び住所を記入するものとする。

(2) 議長は、会議の運営に支障があると認められる場合は、会議の傍聴者の人数を制限することができる。

4 会議録の調製

協議会の会議は、全文記録とする。

ただし、会議において、公にすることにより、個人等のプライバシー等を侵すおそれがある発言については、発言者の申し入れがあった場合、議長の責任において、その取扱いを決定する。

5 協議会の資料等の取扱い

会議録及び会議に提出された資料は、公開とする。

平成15年1月31日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

第4号議案

平成14年度鹿児島地区合併協議会の事業計画について

平成14年度鹿児島地区合併協議会の事業計画を次のとおり定めることについて、承認を求める。

平成14年度鹿児島地区合併協議会事業計画

1 会議の開催

- (1) 協議会（概ね月1回）及び幹事会（月2～3回）の開催
- (2) 専門部会の随時開催

2 市町村建設計画の検討

策定方針の確認及び素案の検討

3 協定項目の検討

- (1) 基本4項目の協議
- (2) 協議に時間を要する項目の協議
- (3) その他の項目の協議

4 住民への積極的な情報提供

合併協議会での協議内容や合併関係資料等を広く住民に情報提供する。

- (1) 鹿児島地区合併協議会だよりを作成し、1市5町の全世帯に配付する。
- (2) 鹿児島地区合併協議会のホームページを開設し、随時更新を行う。

5 その他

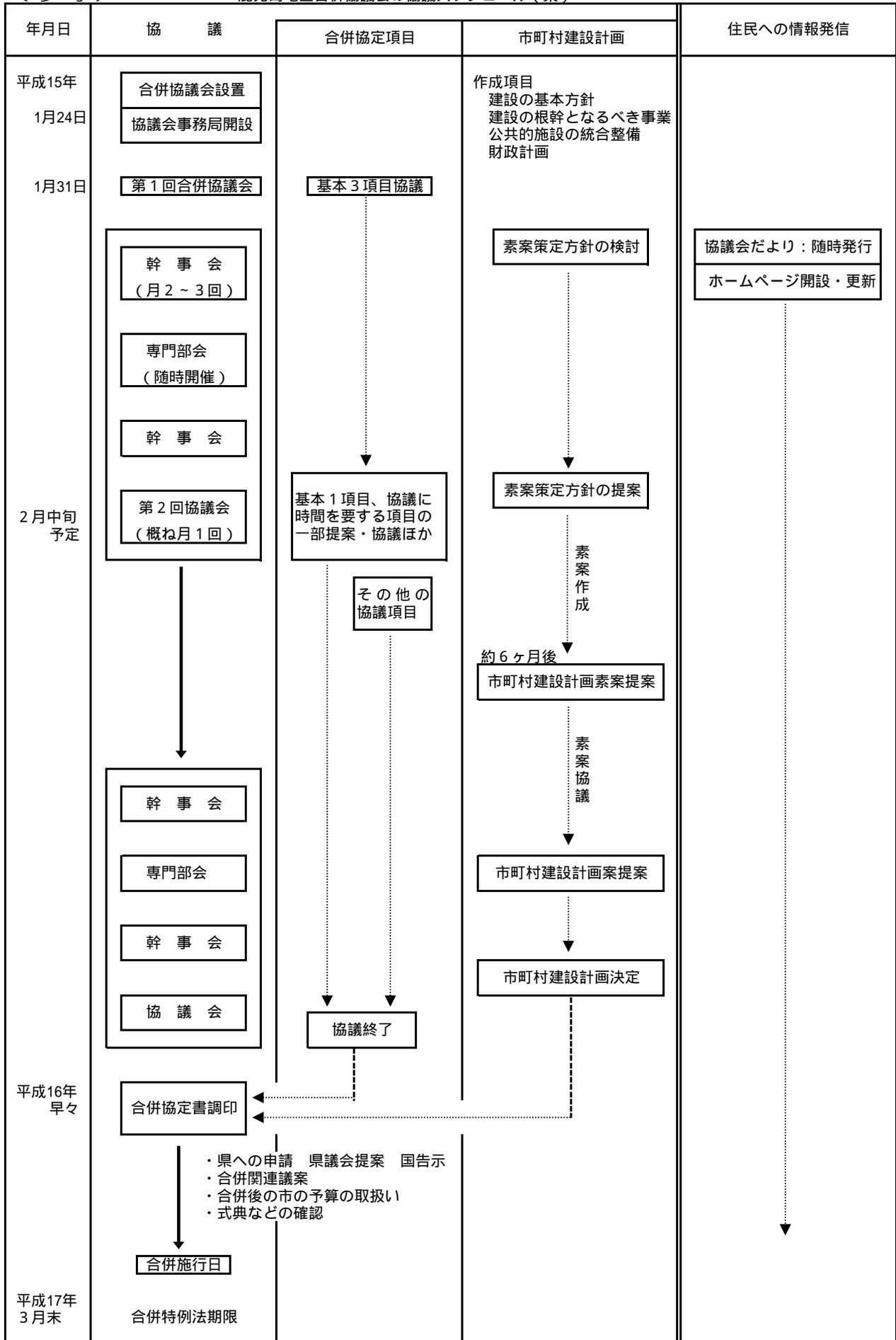
国や県との調整のほか、必要な事業を適宜実施する。

平成15年1月31日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

(参 考)

鹿兒島地区合併協議会の協議スケジュール(案)



第5号議案

平成14年度鹿児島地区合併協議会の予算について

平成14年度鹿児島地区合併協議会の予算を次のとおり定めることについて、承認を求める。

平成14年度鹿児島地区合併協議会予算

平成14年度鹿児島地区合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,800千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項目の区分及び当該区分ごとの金額は、別表のとおりとする。

平成15年1月31日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

【 歳 入 】

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 本年度 | 説 明 |
|---------|-----|-----|-------|---------|
| 1 | 負担金 | | 9,780 | |
| | 1 | 負担金 | 9,780 | |
| | | 1 | 9,780 | 1市5町負担金 |
| 3 | 諸収入 | | 20 | |
| | 1 | 諸収入 | 20 | |
| | | 1 | 20 | 預金利子等 |
| 歳 入 合 計 | | | 9,800 | |

【 歳 出 】

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 本年度 | 説 明 |
|---------|------|------|-------|------------------------------|
| 1 | 事業費 | | 6,646 | |
| | 1 | 会議費 | 6,646 | |
| | | 1 | 1,322 | 報酬(協議会委員等) 720 |
| | | | | 需用費(会議資料等) 81 |
| | | | | 役務費(会議録筆耕等) 203 |
| | | | | 使用料及び賃借料(会議室) 318 |
| | | 2 | 5,324 | 需用費(協議会だより印刷) 2,896 |
| | | | | 委託料(協議会だより配付・ホームページ作成) 2,428 |
| 2 | 事務局費 | | 3,154 | |
| | 1 | 事務局費 | 3,154 | |
| | | 1 | 3,154 | 共済費(臨時職員雇用保険料) 5 |
| | | | | 賃金(臨時職員) 238 |
| | | | | 旅費(他地区視察等) 1,312 |
| | | | | 需用費(消耗品等) 419 |
| | | | | 役務費(電話・ファックス使用料等) 140 |
| | | | | 使用料及び賃借料(北機・ファックスリース料等) 408 |
| | | | | 備品購入費(事務機・椅子等) 632 |
| 歳 出 合 計 | | | 9,800 | |

第6号議案

合併の方式について

合併の方式を次のとおり決定することについて、協議を求める。

吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町を廃し、その区域を鹿児島市に編入するものとする。

平成15年1月31日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則

〔 参 考 〕

【新設合併と編入合併の比較】

(「合併協議会の運営の手引」抜粋)

| | | 編 入 合 併 | 新 設 合 併 |
|----------------------------------|----|---|---|
| 定 義 | | 市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。 | 2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの。 |
| 法 人 格 | | 編入する市町村の法人格が継続する。 | 新たに法人格が発生する。 |
| 合併市町村の名称 | | 編入する市町村の名称とすることが多いが新たに制定することができる。 | 新たに制定する。 |
| 事務所の位置 | | 通常は編入する市町村の事務所の位置となる。 | 新たに制定する。 |
| 市町村の長 | | 編入する市町村の長は変わらず、編入される(消滅する)市町村の長は失職する。 | 消滅する合併関係市町村の長は失職する。 |
| 議会の議員 | 原則 | 編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される(消滅する)市町村の議会の議員は失職する。(合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行う。) | 消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。 合併市町村の法定数による設置選挙を行う。 |
| | 特例 | 次のいずれかによることができる。 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とする。(増加分は編入された区域に配分) 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採ることができる。 | 次のいずれかによることができる。 設置選挙において、新設合併の特例定数(法定数の2倍まで)とする。 合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任する。 |
| 農業委員会の委員(合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合) | 原則 | 編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される(消滅する)市町村の委員は全て失職する。 | 消滅する合併関係市町村の委員(選挙による委員、選任による委員)は全て失職する。 |
| | 特例 | 編入される(消滅する)市町村の委員(選挙)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任できる。 | 合併関係市町村の委員(選挙)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10~80人の範囲で、1年以内の間、在任できる。 |
| 特別職の職員 | | 編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される(消滅する)市町村の特別職の職員は全員失職する。 | 消滅する合併関係市町村の特別職の職員は全員失職する。(新たに選任する。) |
| 条例・規則 | | 編入する市町村の条例・規則を適用する。(合併に伴い必要な改正を行う。) | 消滅する合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。(新たに制定する。) |

(注1) 合併関係市町村のうち、区域の一部のみが関わり法人格が消滅しない市町村においては、特別職及び一般職の職員は失職せず、条例・規則も失効しないが、議会の議員及び農業委員会の委員は被選挙権を失うこととなる場合のみ失職する。

(注2) 農業委員会の委員については、この他合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置くことができる。

第7号議案

合併後の市の名称について

合併後の市の名称を次のとおり決定することについて、協議を求める。

合併後の市の名称は、鹿児島市とする。

平成15年1月31日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

第8号議案

合併後の市の事務所の位置について

合併後の市の事務所の位置を次のとおり決定することについて、協議を求める。

合併後の市の事務所の位置は、鹿児島市山下町11番1号とする。

平成15年1月31日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則